

屋外広告物一覧表

種類	手数料
はり紙、ポスター	1枚につき50枚までごとに 300円
はり札	1枚につき10枚までごとに 500円
立看板	1枚につき 300円
広告板	1枚につき3平方メートルまでごとに 750円
広告塔	1基につき3平方メートルまでごとに 750円
アーチ	1基につき3平方メートルまでごとに 900円
電柱巻立広告	1枚につき 300円
電柱塗装広告	1枚につき 300円
電柱袖付広告	1枚につき 300円
広告幕	1枚につき 650円
つり下げ看板	1枚につき 450円
標識広告	1枚につき 300円
照明広告	1基につき3平方メートルまでごとに 800円
電光ニュース、ビジュアルボード	1基につき 6,000円
アドバルーン	1個につき 1,700円
近隣店舗等案内広告	1枚につき2平方メートルまでごとに 800円
車体利用広告	1枚につき3平方メートルまでごとに 650円
広告旗	1枚につき 350円
店頭装飾	1基につき 1,500円
置広告	1基につき 700円
横断幕	1枚につき 650円

種類	意義	許可期間
はり紙・ポスター	紙等を使用して作製されたものであつて、建物その他の物件にはり付けて掲出されるものをいう。	1月以内
はり札	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、建物その他の物件に添加して掲出されるものをいう。	1年以内
立看板	布、木、金属等を使用して作製されたものであつて、建物その他の物件に立て掛けて掲出されるもの及び独立して立てて掲出されるもの(土地その他物件に建植されるものを除く。)をいう。	3月以内
広告板	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、土地に建植され、広告内容を表示するもの及び建物その他の物件を利用して取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。ただし、照明広告に該当するものを除く。	3年以内
広告塔	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、土地又は建物等の屋上に塔状に建植され、広告内容を表示するものをいう。	3年以内
アーチ	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、道路を横断してアーチ状に建植され、広告内容を表示するものをいう。	3年以内
電柱巻立広告	金属等を使用して作製されたものであつて、電柱、街柱灯等に巻き立てて掲出されるものをいう。	1年以内
電柱塗装広告	電柱、街灯柱等に直接ペンキ等を使用して広告内容が表示されるものをいう。	1年以内
電柱袖付広告	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、電柱、街灯柱等に支柱をもつて取り付けて掲出されるものをいう。	1年以内
広告幕	布、網等を使用して作製されたものであつて、建物その他の物件を利用して掲出されるものをいう。	3月以内
つり下げ看板	布、木、金属等の材料を使用して作製されたものであつて、建物その他の物件につり下げて掲出されたものをいう。	1年以内
標識広告	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、停留所標識その他これに類するものに巻き立て、又は添加して掲出されるものをいう。	1年以内
照明広告	ネオン管その他の照明装置をもつて広告内容を表示するものをいう。	3年以内
電光ニュース・ビジュアルボード等	電光等をもつてニュースその他の変化する広告内容を表示するものをいう。	3年以内
アドバルーン	綱をつけた気球を掲揚し、その綱を利用して又は気球に広告内容を表示するものをいう。	1月以内
近隣店舗等案内広告	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、自己の店舗等の位置を表示するものをいう。	3年以内
車体利用広告	電車、バスその他の車両を利用して広告内容を表示するものをいう。	3年以内
広告旗	布等を使用して作製された旗状のものであつて、ポールを固定して掲出されるものをいう。	1月以内
店頭装飾	クリスマスセール、お中元セール、新装開店時等において商店の入口周辺に一時的に設置するものをいう。	3月以内
置広告	地面上に置いて表示するものをいう。	3月以内
横断幕	道路を横断して表示する広告幕をいう。	1月以内